

日立市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

日立市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 2 5 日提出

日立市議会議会運営委員会
委員長 飛 田 謙 一

(提案説明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、関係規定を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

日立市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「。以下」を「。第20条において」に改め、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第30条」を削り、同項の表第39条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第19条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「以下この章及び第49条において」を削る。

第28条第2項中「この章において」を削る。

第32条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第33条第3項中「この章において」を削る。

第39条第1項中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第40条第3項中「この章において」を削る。

第48条中「第4章」を「前章」に改める。

第49条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。